

竹原市議会広報広聴委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、竹原市議会会議規則（平成27年7月1日会議規則第1号）に定める広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 委員会は次の事項を協議する。

- 1 議会だよりの編集及び発行等、議会活動の広報に関すること。
- 2 市民との意見交換会等、議会活動に資する広聴に関すること。
- 3 その他、議会の広報及び広聴に関すること。

(議会だより)

第3条 議会だよりの名称は、「たけはら市民と議会」とする。

2 議会だよりの編集方針は次のとおりとする。

- (1) 平易な用字・用語を用い、読みやすい紙面づくりに努める。
- (2) ページ数は毎号A版14ページを基本とする。
- (3) 原稿は委員会において担当者を決定し、分担し執筆する。
- (4) 編集、発行については、委員会が主体性を持って当たる。

3 議会だよりの掲載内容は、次に掲げる事項の中から委員会において協議し決定する。

- (1) 議会の活動状況。
- (2) 一般質問に関すること。
- (3) 請願・陳情に関すること。
- (4) 広聴活動としての市民・団体の活動等を聞き取りした事項。
- (5) その他委員会が必要と認める事項。

4 議会だよりは毎年4回発行する。

5 議会だよりの配布は、市内全世帯、市役所内の各課、県内各関係機関及び委員会が必要と認めるものに配布する。

(委員会の組織及び任期)

第4条 委員会は、議会運営委員会委員の選出基準に準じて選出し、構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選にする。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長及び副委員長は議会だよりの編集発行に関する庶務ほか、委員会の事務を司る。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

(議会外への活動)

第7条 委員会が、議会外に対して第2条各号に掲げる活動をしようとするときには、議長を経て行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和元年12月4日から施行する。